

令和5年

第12回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年12月25日 午前9時30分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(11番宮田 京子委員、12番荒川 敦委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 9 協議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 日程 10 その他

○令和6年1月17日（水） 10：30～

- ・第93回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

○令和6年1月23日（火） 13：30～

- ・市町村農業委員会役員等研修会
【新潟市 新潟ユニゾンプラザ】
<会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、事務局長>

○令和6年1月25日（木） 9：30～

- ・第1回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時40分開会)

議長 それでは、令和5年第12回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、11番宮田京子委員、12番荒川敦委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。11番宮田委員。

11番宮田委員 おはようございます。

12月6日に「女性農業者と農業委員会との交流会」について報告します。

坂戸のふれ愛支援センターにて一般参加者20名、関係者

12名の計32名で行いました。

今回は市内でとれた野菜を使った弁当を取り、お昼をはさんで午前・午後にわたって開催いたしました。

内容といたしましては、「楽しい野菜づくり講座」として、夏野菜の育て方と肥料の管理についての講話をJAみなみ魚沼営農指導課の山田則夫様から講演をいただきました。そして昼食をはさんでグループで交流会を行い、最終的にグループ内で何が話し合われたかについて発表しました。

参加された皆様からは大変良かったというお話をいただいております。また、アンケートについてもご回答をいただいておりますので、その回答を参考にし、次回以降に反映させていただきたいと思っております。

以上です。

議長

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、宮田委員ありがとうございました。他にございますでしょうか。17番大平委員。

17番大平委員

おはようございます。

先月の総会の前に農作業料金の見直しということで部会を開催いたしました。

部会を開催した結果、作業料金表の農作業賃金、トラクター耕耘、田植機、コンバイン収穫作業、もみ殻運搬料、畔塗りの項目の料金に変更がありました。

詳しい説明については事務局からお願いします。

議長

古藤局長。

局長

お配りしてある令和6年度の作業料金標準表をご覧ください。

概略は農政委員長から話があったとおりでありますが、今は農業機械が非常に高くなっております。農協から提示された資料によりますと、この1年だけでトラクターにしろ、田

植え機にしろ、コンバインにしろ、機械の値段は5～10%ほど上昇しております。しかし、私が持っている一番古い平成23年度から直近の令和5年度までの作業料金表を見ますと、消費税を除いた作業料金はほとんど上がっておりません。しかし、農作業料金に関しては毎年、作業を受ける方から値段を上げないととてもやっていけないという話が来ています。農作業料金をいくら安く設定していても、実際に作業される方が受けないと話が進みません。そのため、機械価格の高騰の流れを受けて見直すことを農作業料金標準作成委員会で決定したものです。令和6年度作業料金標準表では農作業賃金、トラクター耕耘、田植機、コンバイン収穫作業、もみ殻運搬料、畔塗りの項目の料金を変更しております。項目ごとに多少の差はありますが、基本的に5%程度値上がりしています。また、現状にそぐわない作業や通常単独で行わない作業の項目については削除して見やすくしております。

実は、南魚沼市の作業料金表は県内でも特に細かく決められておりました。ですが、細かく決めすぎると表に載っていないものはどうすればいいのかなど声が出て、最終的に作業全部の標準料金を定めなくてはならなくなります。ただ、農作業料金の表上部にありますようにこの値段はあくまで標準ですので、表に無いものや現状とそぐわないものについては話し合いで決めるということでご理解いただきたいと思います。委員の皆様も農作業料金について話を聞いた際には、農作業料金は少なくとも12年は変わっておらず受ける人もこの値段ではやっていけないということで値上げをしたということを説明していただき、ご理解いただくようお願いいたしますし、また、何度も言いますがこちらの表はあくまで標準ですので、あっていないと思ったらこの表は関係なくお互いで話し合ってくださいと言っていただいても大丈夫です。そして、もし値段の設定に迷うようであれば、農協さんの方が農作業全般について詳しいので、個別に問い合わせしてみてください。以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。推進委員24番

	牛木委員。
推 24 番牛木委員	農作業料金の改定に異論があるわけでは無いのですが、農作業料金部会の中で農作業料金が上がったら困るという声や、農作業料金が上がることに対しての議論があったかどうかについて教えてください。
議 長	古藤局長。
古藤局長	牛木委員のおっしゃるとおり、農作業料金が上がったら困るという声ももちろんありました。しかし、農作業料金が安いままだと受け手側がやっていけないということで断るといった話も聞きますし、頼む側から金額の提示や値段交渉をすることもできますので、そういった背景から上げることにしたものです。
議 長	牛木委員、よろしいでしょうか。 農作業料金表というものが出てきた途端、何が何でもこの料金のおりにしなければならぬと考える人はたくさんいらっしゃいます。しかし、先ほど古藤局長も言った通り、これはあくまで標準の料金を示したものです。ですので、誤差や差異があればお互いで話し合っていただくようお願いいたします。 他にございますでしょうか。 (質問、意見なし) 無いようでしたら、大平委員、ありがとうございます。 他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。
議 長	日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告

についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降9件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは44件です。

1番、今町の田畑5筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、大崎の田1筆、借受人の都合による解約です。

3番、今町新田の田3筆、借受人の都合による解約です。

4番、欠之上の田2筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、余川の田1筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

6番、余川の田8筆、売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

7番、余川、小栗山の田5筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

8番、小栗山の田6筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

9番、西泉田の田1筆、契約内容の見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10番から25番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。詳細な内容につきましては省略させていただきます。

26番、津久野、二日町の田5筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

27番、泉甲の田10筆です。先月の総会で契約された農地ですが、契約する予定の農地でなかったための解約です。

28 番、四十日の田 1 筆、所有者の都合による解約です。

29 番、四十日の田 1 筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

30 番、青木新田の田 1 筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

31 番、上十日町の田 5 筆、借受人の都合による解約です。

32 番、樺野沢の田 2 筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

33 番、樺野沢の田 5 筆、こちらは農林公社仲介の契約で、売買のための解約です。

34 番、35 番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

36 番、仙石の田 3 筆、所有者の都合による解約です。

37 番、大沢の田 1 筆、所有者の都合による解約です。

38 番、下一日市の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

39 番から 42 番までは同じ借受人の方の案件です。

いずれも借受人の都合による解約です。

43 番、早川の田 10 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

44 番、蟹沢新田の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

(3) 使用貸借の解約について

15 ページをご覧ください。こちらは 6 件です。

1 番、九日町の田 1 筆、売買のための解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

2 番、穴地新田の畑 1 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3 番、野際の田 2 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4 番、新堀新田の田 1 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5 番、宇津野新田、青木新田の田 5 筆、第三者との貸借

契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

6番、大木六新田、小杉新田の田2筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について
18ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、一村尾の登記田、現況山林2筆396㎡です。こちらは山間部で条件が悪いため耕作放棄地化したもので、保安林指定を受けるために土地所有者の同意を得て申請人が申請したものです。資料は1-2ページをご覧ください。現地につきましては、11月9日に志太委員に確認していただいております。

2番、九日町の登記畑、現況雑種地1筆57㎡です。こちらは耕作者である父が亡くなったのちに耕作できなくなり耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは令和元年の9月ごろとのことです。資料は3-4ページをご覧ください。現地は11月15日に樋口委員に確認していただいております。

3番、穴地新田の登記畑、現況雑種地1筆10㎡です。こちらは狭隘な農地であるため耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成20年ごろとのことです。資料は5-6ページをご覧ください。現地は12月4日に山田委員に確認していただいております。

4番、穴地新田の登記畑、現況雑種地1筆76㎡です。こちらは道路拡幅及び水路改修のため土地の形状が三角形となり耕作条件が悪く耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成20年ごろとのことです。資料は7-8ページをご覧ください。現地は12月4日に山田委員に確認していただいております。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。農業委員2番田邊委員。

2 番田邊委員	<p>解約の案件の中に、解約後の予定として利用権の設定があがっている案件が多々見られるのですが、利用権設定をすることの要件やメリット等について教えてください。</p>
議 長	<p>一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>借り受ける方の要件としましては、農地あっせん基準に記載がありまして、耕作面積が 110 a 以上というのが要件となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>田邊委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
	<p>無いようですので、第 1 号報告を終了させていただきます。</p>
	<p>日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について</p>
議 長	<p>日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>(第 2 号報告朗読)</p> <p>20 ページをご覧ください。前回総会以降 5 件のあっせん委員の指名を行っております。</p> <p>1 番、蟹沢新田の田 1 筆 2,580 m²、売買の申出です。経営規模縮小のために農地を処分したく、あっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、11 月 30 日に長谷川政一委員、青木日出男委員を指名しています。</p> <p>2 番、三郎丸の田 4 筆 5,789 m²、売買の申出です。全農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、12 月 1 日に関昭夫委員、阿部勉</p>

委員を指名しています。

3番、三郎丸の田8筆、9,608 m²、売買の申出です。全農地を処分するためにあっせんを希望するものです。

4番、五郎丸の田11筆747.77 m²、売買の申出です。全農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、12月4日に高村英男委員、星野覚雄委員を指名しております。

5番、八竜新田の田1筆2,112 m²、売買の申出です。申請者は県外に住んでおり、全農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、12月4日に荒川敦委員、高村英男委員を指名しています。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

23ページをご覧ください。今月の3条申請は20件です。

129番、大崎の田畑3筆2,496 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり321円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

130番、大崎の田1筆288 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり208円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

131番、川窪の田1筆985 m²、売買による所有権移転で、

対価は㎡あたり 1,015 円です。申請理由は借入地を購入するためです。

132 番、余川の田 8 筆 4,947 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,027 円です。譲受人は認定農業者で、申請理由は経営規模拡大のためです。

133 番、東泉田の畑 1 筆 144 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 903 円です。こちらの農地は譲受人の所有している農地に隣接している農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

134 番、下原の畑 1 筆 218 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 303 円です。譲受人は認定農業者で、申請理由は経営規模拡大のためです。

135 番、宇津野新田の畑 1 筆 1,586 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,250 円です。こちらの譲受人には経営面積はありませんが、農作業歴があるということです。申請理由は新規就農のためです。

136 番、雲洞の畑 1 筆 329 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 91 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

137 番、雲洞の畑 2 筆 341 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 91 円です。こちらは 136 番案件と関連しておりまして、お互いの農地を交換して耕作の利便性を図るための申請となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

138 番、上十日町の田 1 筆 17 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 900 円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている農地で、取得後は一体的に耕作をされるということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

139 番、南田中の田 1 筆 591 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 508 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

140 番、城山新田の田 4 筆 2,631 ㎡、賃貸借権の設定です。期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間で、対価は総額 45,000 円です。申請理由は賃借権の再設定で、今まで利用権の設定により契約していた農地の契約更新にあたり、面積要件を満たしておらず利用権の設定ができ

ないため農地法3条により契約をするものです。

141番から148番については、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定のため、説明を省略させていただきます。

第1号議案については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

32ページをご覧ください。今月の5条申請は3件です。

63番、長森新田の畑1筆329㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築です。資料については9-11ページです。申請の内容ですが、譲受人は実家が老朽化し、また手狭になってきたことから、実家の隣に新たに一般住宅を建築したいというものであります。

また、譲受人の父が令和2年にカーポートを建築し現在まで利用しており、農地転用の許可申請をしていなかったということで、始末書を提出してもらってあります。

この農地は10ha以上の規模の一団の農地で第1種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

64番、黒土新田の畑1筆702㎡、賃借権の設定で、転用目的は駐車場建設のためです。資料については12-14ページです。申請の内容ですが、譲受人は新たな中間処理施設の完成・稼働により、作業工程上の利用形態の再検討を行った結果、従業員用の駐車場が不足したことから、申請地を従業員用の駐車場として一時的に利用したいというものであります。一時転用の期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までであります。

この農地は10ha以上の規模の一団の農地で第1種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な駐車場に使用するための一時転用であり、事業計画から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

65番、九日町の田1筆5,125㎡、売買による所有権移転で転用目的は農業用施設（すいか選果場）建設のためです。資料については15-17ページです。申請の内容ですが、譲受人は、生産者のすいか選別および出荷作業による労力の負担軽減と面積増反の限界から、新たなすいかの選果施設を建設したいというものであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、農業用施設（すいか選果場）に使用するものであり、建築物の規模から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10時20分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(11時15分再開)

日程9 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程9 第3号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

別冊の1ページをご覧ください。全部で366件あります。量が膨大ですので、簡略化して説明させていただきます。

838番から845番まではあっせんによる所有権の移転です。

838番、一村尾の田1筆987㎡で、対価は㎡あたり607円です。資料は18ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

839 番、茗荷沢の田 10 筆 16,444 m²で、対価はm²あたり 547 円です。資料は 19-20 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

840 番、余川の田 2 筆 1,029 m²で、対価はm²あたり 680 円です。資料は 21 ページをご覧ください。こちらはあっせんの結果、借受人との売買が成立したものです。申請理由は賃貸人との売買のためです。

841 番、西泉田の田 4 筆 2,959 m²で、対価はm²あたり 400 円です。資料は 22 ページをご覧ください。こちらの受人の耕作面積を見るとあっせん基準にある 110 a を満たしておりませんが、新たに取得する面積で 110 a を超えるような形になります。申請理由は経営規模拡大のためです。

842 番、五日町の田 3 筆 2,685 m²で、対価はm²あたり 502 円です。資料は 23 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

843 番、泉盛寺の田 4 筆 1,556 m²で、対価はm²あたり 223 円です。資料は 24 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

844 番、五郎丸の田 5 筆 8,966 m²で、対価はm²あたり 800 円です。資料は 25 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

845 番、君沢の田 2 筆 2,095 m²で、対価はm²あたり 100 円です。資料は 26 ページをご覧ください。こちらの農地は安くてもよいので売買したいという所有者側の意向で対価が安くなっております。申請理由は経営規模拡大のためです。

846 番から 1000 番までは新規の賃借権の設定です。

総額での設定も見受けられますが、対価は 10 a あたりお米で 60-90kg、お金で 20,000 円前後となっております。申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。

1001 番から 1003 番までは使用貸借権の設定です。

1004 番からは賃借権の再設定です。対価については新規の案件と同様に 10 a あたり 60-90kg ほどで、お金での契約ですと 25,000 円や 30,000 円といった案件も見受けられます。

特筆すべき案件は 1039 番、1040 番、1041 番です。

議 長

いずれも同じ借受人の方の案件で、対価が10aあたり1,000円となっております。対価がたいへん安くなっておりますが、こちらの農地はいずれも鳥獣被害の多い農地であり、耕作条件が不利なためこの価格設定になったということです。

以上です。

関係委員がおられます。推進委員15番関晃委員の除斥を求めます。

(推15番関委員退席)

9ページから10ページ 866番、867番、62ページ1073番、1074番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。9ページから10ページ 866番、867番、62ページ 1073番、1074番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、866番、867番、1073番、1074番案件は原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、農業委員17番大平委員の除斥を求めます。

(17 番大平委員退席)

21 ページ 902 番から 904 番、69 ページから 70 ページ
1099 番から 1102 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページ
902 番から 904 番、69 ページから 70 ページ 1099 番から
1102 番案件については原案のとおり承認するにご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、902 番から 904 番、1099 番から 1102 番
案件については原案のとおり承認されました。大平委員の
除斥を解きます。

(大平委員着席)

続いて、推進委員 10 番山岸委員の除斥を求めます。

(推 10 番山岸委員退席)

21 ページから 24 ページ 905 番から 918 番案件について
のみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページから 24 ページ 905 番から 918 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、905 番から 918 番案件については原案のとおり承認されました。山岸委員の除斥を解きます。

(山岸委員着席)

続いて、推進委員 6 番関佐智委員の除斥を求めます。

(推 6 番関委員退席)

24 ページ 922 番、72 ページ 1110 番から 1112 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。24 ページ 922 番、72 ページ 1110 番から 1112 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、922 番、1110 番から 1112 番案件につい

ては原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、推進委員 16 番島田委員の除斥を求めます。

(推 16 番島田委員退席)

29 ページから 30 ページ 945 番から 948 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。29 ページから 30 ページ 945 番から 948 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、945 番から 948 番案件については原案のとおり承認されました。島田委員の除斥を解きます。

(島田委員着席)

続いて、推進委員 1 番桑原委員の除斥を求めます。

(推 1 番桑原委員退席)

32 ページ 955 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32 ページ 955 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、955 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(桑原委員着席)

続いて、推進委員 21 番高村委員の除斥を求めます。

(推 21 番高村委員退席)

37 ページ 978 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37 ページ 978 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、978 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(高村委員着席)

続いて、農業委員 1 番青木委員の除斥を求めます。

(1 番青木委員退席)

42 ページ 993 番案件、92 ページ 1200 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。42 ページ 993 番案件、92 ページ 1200 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、993 番、1200 番案件については原案のとおり承認されました。青木委員の除斥を解きます。

(青木委員着席)

続いて、農業委員 16 番高橋委員の除斥を求めます。

(16 番高橋委員退席)

60 ページ 1066 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。60 ページ 1066 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1066 番案件については原案のとおり承認されました。高橋委員の除斥を解きます。

(高橋委員着席)

続いて、推進委員 24 番牛木委員の除斥を求めます。

(推 24 番牛木委員退席)

66 ページ 1092 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。66 ページ 1092 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1092 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

(牛木委員着席)

続いて、推進委員 2 番松田委員の除斥を求めます。

(推 2 番松田委員退席)

76 ページ 1132 番から 1134 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。76 ページ 1132 番から 1134 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1132 番から 1134 番案件については原案のとおり承認されました。松田委員の除斥を解きます。

(松田委員着席)

続いて、推進委員 3 番飯酒盃委員の除斥を求めます。

(推 3 番飯酒盃委員退席)

89 ページ 1186 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。89 ページ 1186 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1186 番案件については原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

(飯酒盃委員着席)

続いて、推進委員 12 番林委員の除斥を求めます。

(推 12 番林委員退席)

89 ページから 90 ページ 1187 番から 1193 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。89 ページから 90 ページ 1187 番から 1193 番案件については原案の

とおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1187 番から 1193 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(林委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案は原案のとおり承認されました。

**日程 9 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (案)
の意見聴取について**

議 長

日程 9 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第 1 号朗読)

議案の 34 ページをご覧ください。令和 5 年 12 月 8 日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が南魚沼市長より届いております。

この農用地利用集積等促進計画の概略については以前にも説明しましたとおり、農地の貸借の一形態であります。農地法第 3 条の契約や農用地利用集積計画が相対契約であるのに対し、農用地利用集積等促進計画は新潟県農林公社が間に入った契約形態となります。この計画案につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、協議の中で意見があった場合につきましては、意見付きということで、農業委員会から農林公社に回答を送付し、それを新潟県知事が公告するという流れになります。

今回の内容の説明といたしましては、新規の契約ではなく、既存の契約について耕作者を変えるという申請です。35 ページの表をご覧くださいますと、利用権を移転する者という欄と利用権の移転を受ける者という欄がありますが、こちらは新しく耕作をする方の名前が入ります。ですので、今回の申請の場合、今まで耕作をされていた方が何らかの理由により新しい耕作者の方に利用権を移転するといった内容になります。

協議第 1 号につきましては以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案のとおり承認されました。

日程10 その他

議 長

日程10 その他についてですが、何かありますでしょうか。無いようでしたら、連絡が1点ありますので、事務局をお願いします。古藤局長。

古藤局長

・令和6年の総会の日程について
以上です。

議 長

他にございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。それではよいお年をお迎えください。

(11時45分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 2月 26日

南魚沼市農業委員会 会長

並木 孝夫

会議録署名委員

宮田 京子

会議録署名委員

荒川 敦
